

(揮発油税法の一部改正)

第七条 揮発油税法(昭和三十二年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

(税率)

第九条 揮発油税の税率は、揮発油一キロリットルにつき二万四千円とする。

(税率)

第九条 揮発油税の税率は、揮発油一キロリットルにつき二万四千三百円とする。